

小泊小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ防止基本方針」策定に当たっての学校の考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、安心して学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「小泊小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法 第2条 を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられている児童生徒の立場に立つことを大原則とし、児童の訴えを真剣に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 「いじめの未然防止」について

（1）児童に対して教師がすること

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員であることを自覚できる学級づくりに努める。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
→児童一人一人が、自分の居場所を感じ取れる学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ②分かる授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
→児童が自己実現を図れるように、子供を生かす授業を日々行うことに努める。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
→児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動等の特別活動の指導の充実に努める。
→中泊町全域で実施している「ノーいじめ宣言」（しない・させない・みのがさない）に基づき児童会活動の一つとして児童自身の取組として位置づける。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つように様々な活動の中で指導する。
→「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動を通して、児童に示す。
- ⑤その他教師として備えていなければならない資質等について
 - ・児童一人一人の変化に気付く敏感な感覚を持つように努める

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込むことがないように管理職への報告を怠らず、学校全体で解決するという意識を持つ。

（２）学校全体として

- ①全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査（「いじめは悪いこと」「絶対にしない」という認識の程度を探る）を学期に１回実施、結果から児童の実態を教職員全体で共有する。
- ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気付いたときには担任を始め、周りの大人に知らせることの大切さを認識させる。
- ⑤「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ⑥いつでも、誰（だれ）にでも相談できる体制の充実を図る。

（３）保護者・地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域社会の連携を深めることが大切であることを学校便り、学校評議員会、学校参観日、地域公開授業等の機会を通して伝え、理解と協力をお願いする。

４ 「いじめの早期発見・早期対応」について

（１）変化に気付くために

- ①児童の様子を担当始め多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ②様子に変化が感じられる児童には、教師の積極的な声がけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ③各種アンケート調査を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

（２）誰にでも相談させるために

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを、学級レベルの指導に確実に加える。
- ②いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめをから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるよう励ましを行う。
- ④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ問題対策委員会【４（３）参照】を通して校内で情報を共有する。

（３）児童・保護者に対する具体的対応について

- ①教員が気付いた或いは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

- ③いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ④いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる指導を行う。
- ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導にも重点を置く。
- ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくこと等を協議していく。

5 重大事態発生時の対応

重大事態とは

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童が自殺を企図した場合・心身に重大な傷害を負った場合・金品等を持ってくるよう強要された場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間(30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合(相当の期間にかかわらず疑いのある場合は迅速に調査する。)
- 保護者や児童から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合
※調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(2) 教育委員会の指導・支援のもと、次のように対応する。

- ・学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいること。いじめの被害の重大性等からより長い期間が必要であると判断される場合は、より長い期間を設定できる。
- (2) いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人と保護者に面談等で確認する。

7 校内体制について

- (1) 校内分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。外部人材については、校内体制が機能してから必要に応じて人選する。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、

保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

- (3) いじめ相談があった場合には、「いじめ防止委員会」に当該学級担任を加えた「いじめ問題対策委員会」を設置し、事実関係の把握、児童、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、毎年その取組について児童、保護者からのアンケート調査や教職員の評価を行い、その結果を公表して次年度の取組の改善に生かす。

8 教育委員会等の関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の中泊町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して中泊町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で「いじめは絶対許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。